

1 基本方針

いじめは心身を傷つけ、人権、学習権を侵害する卑劣な行為であり、生徒にとって安心安全な教育環境を保障する本校においてあってはならないものである。しかしながら、様々な背景のなかで起こりうることも前提とし、未然防止に努めるとともに、発生時に備え、被害生徒を守り、加害生徒の健全な成長をも支えていくための万全な対策を講ずる。また、いじめ事案を把握した際には、被害生徒の立場に立ち、即座にコア・チーム（校長・教頭・生徒支援主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・被害生徒担任等）を結成、初動方針を決定し、迅速かつ的確に、また、誠実にかつ毅然として対応する。

2 いじめの定義の確認

教職員間の捉え方に差がないようにするため、以下に掲げる「いじめ防止対策推進法第2条第1項」を学校全体で確認し、いじめであるか否かについて教職員の主観により判断するのではなく、被害生徒の思いに寄り添うことを第一とし、当該生徒に対して誠実に向き合う。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。